

## 宮崎県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務委託仕様書

### 1 目的

母子父子寡婦福祉資金貸付金においては、未収債権の回収が課題となっていることから、長期滞納等の極めて困難な債権回収に関する業務を専門的な知識及び経験等を有する事業者へ委託することを通じて、未収債権の回収促進を図る。

### 2 対象債権

母子父子寡婦福祉資金貸付金について、返済期間終了後直近の6月以上にわたり返済が無くその最終納付日から10年未満の債権及びその他債権のうち宮崎県が指定する債権とする。なお、必要に応じて、甲乙協議のうえ、対象債権の追加を行うことができるものとする。

### 3 委託開始日

宮崎県母子父子寡婦福祉貸付金未収金回収業務委託契約書第7条第1項の規定に基づき、受託債権を通知した日から開始するものとする。

### 4 委託業務の内容

#### (1) 地方自治法施行令第158条に基づく徴収又は収納業務

- ① 債務者から未収金を回収すること
- ② 収納金を指定金融機関等へ払い込むこと
- ③ 前記②の報告をすること
- ④ 徴収金整理表により収納状況を整理すること

#### (2) 催告・相談・調査業務

- ① 借受人、連帯借主及び連帯保証人に対して、文書・電話等により催告すること
- ② 必要に応じて債務者宅を訪問して、状況等の調査・把握を行うとともに、適宜、納付相談を行うこと

#### (3) 甲への助言業務

- ① 受託債権について今後の見通しを報告すること
- ② 債権回収に関する情報提供を行うこと
- ③ 回収困難となった案件について回収困難案件報告を提出すること

#### (4) その他、本事業の実施に当たって必要となる業務

5 その他業務の適正かつ確実な実施の確保のための措置

(1) 業務従事者の配置

乙は、本業務委託の実施にあたり、必要十分な専門知識と経験を有する者を業務従事者として配置すること。

(2) 連絡窓口担当者の届出

乙は、本業務委託の実施にあたり、甲との連絡窓口となる担当者を甲に届け出ること。連絡窓口の担当者は、本業務に関する従事者、進捗状況及び問題点等を常に把握し、甲から業務の実施状況等の問い合わせがあったときには、速やかに返答を行うこと。

(3) 法令等の遵守

乙は、甲の業務の受託者として、良識ある行動と善良な態度で業務を遂行するとともに、本契約、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）及び弁護士法（昭和24年法律第205号）等の関係法令を遵守すること。